

平成23年4月1日
堺市

中間前金払制度の運用開始について

建設業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、本市が発注する工事において、受注者の資金調達の円滑化を図るため、「中間前金払制度」の運用を平成23年4月1日から開始します。

本市の工事を受注された方は、一定の条件の下で中間前払金を請求できますので、本制度を活用してください。

1 中間前金払制度とは

契約当初の前払金（契約金額の4割以内）に加え、工事の中間時点で一定の条件を満たしていれば、さらに前払金（契約金額の2割以内）を支払う制度です。

2 実施時期

平成23年4月1日以降に公告その他契約の申込みが行われる契約から適用

3 中間前金払の対象となる工事

契約当初の前金払（契約金額の4割以内）が行われている工事
ただし、次の工事については、対象外とします。

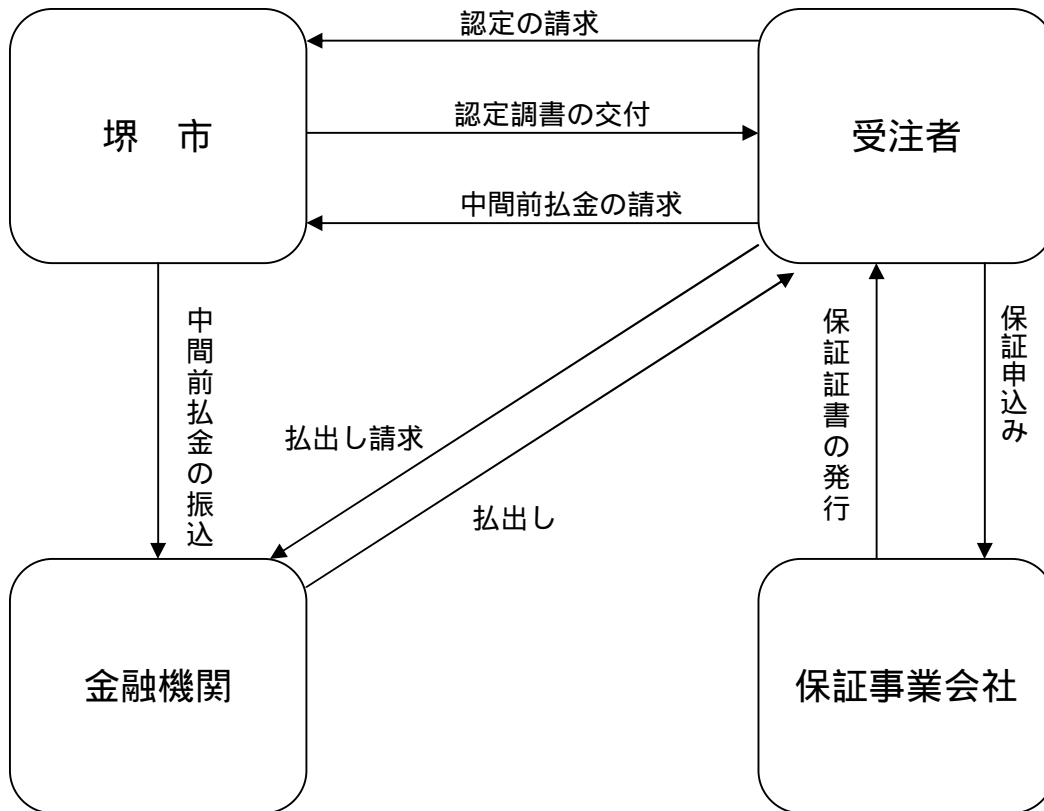
- (1) 債務負担行為による契約で各年度ごとに前金払をする工事
- (2) 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾申請が行われている工事（ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。）
- (3) その他、前払金を当該工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前金払をすることが不適当な特別な事由がある工事

4 中間前金払の認定要件

契約金額が250万円を超える工事で、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費（工事の出来高）が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払及び部分引渡しに伴う支払が行われていないこと。
（ 中間前金払が行われた後の部分払等については、請求できるものとします。 ）

5 中間前払金の請求手続



受注者は、認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添付して堺市に提出し、中間前金払に係る認定を請求する。

堺市は、要件を具備していることを認定した場合、認定調書（様式第3号）を交付する。ただし、進ちょく等の調査の結果、中間前金払をすることができる要件を具備していないときは、認定調書を交付しない。

なお、工事履行報告書に記載された進ちょく率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求められることがある。

受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

保証事業会社から受注者に保証証書が発行される。

受注者は、請求書に保証証書（正・副）を添付して堺市に中間前払金を請求する。

堺市は、受注者の前払金専用口座に中間前払金を振り込みます。

受注者は、金融機関に払出しの請求をする。

金融機関は、受注者に中間前払金を払い出す。

6 根拠規定

「堺市公共工事の前金払に関する規則」

「堺市公共工事の前金払及び部分払に関する要綱」

URL : http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_keiyaku/kisokuyoukou.html

7 問い合わせ先

堺市財政局契約部契約課契約係

電話 : 0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 7 2

様式第1号(第2条関係)

中間前金払に係る認定請求書

年 月 日

堺市長殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで(変更契約があった場合は変更後の工期)

4 請 負 代 金 額 金 円(変更契約があった場合は変更後の金額)

注意 工事履行報告書(様式第2号)を添付してください。

様式第2号(第2条関係)

<記入例>

工事履行報告書

年 月 日

堺市長殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

日付は提出日と同じ年月日を記入する。「月分」は提出月を記入する。

工事名	工事		
工期	平成 年4月18日 ~ 平成 年3月18日		
日付	平成 年12月 日(12月分)		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 % ()は予定工程との差	備 考
平成 年 4月	0.0 ()	0.0 差(0.0)	
5月	0.0 ()	0.0 差(0.0)	
6月	5.0 ()	3.5 差(-1.5)	
7月	13.2 ()	12.1 差(-1.1)	
8月	18.3 ()	15.3 差(-3.0)	
9月	25.5 ()	26.0 差(0.5)	
10月	32.5 ()	40.0 差(7.5)	
11月	45.0 ()	65.7 差(20.7)	
12月	63.3 ()	差()	
平成 年 1月	80.8 ()	差()	
2月	95.5 ()	差()	
3月	100.0 ()	差()	
月	()	差()	
月	提出日が工期延長後であれば、延長後の工程を記入する。	差()	
月		差()	

出来高が1/2以上であるか、工期は1/2を経過しているか確認する。

(記載欄)

様式第3号(第2条関係)

中間前金払に係る認定調書

年 月 日

様

堺市長



下記の工事について、その進捗等を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで(変更契約があった場合は変更後の工期)

4 請 負 代 金 額 金 円(変更契約があった場合は変更後の金額)